

## 第6回 体罰根絶に向けた有識者会議 議事要旨

**日 時** 令和2年1月30日（木）午後7時～午後9時  
**場 所** 尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室  
**出席者** 委員5人

### 会議要旨

#### 1 前回までの意見を受けた取組の方向性

##### (1) 学校における部活動の位置づけ (NO.12~13)

※主な質疑要旨

##### 委員

今説明があったものは、中学校・高校を一緒にしたものと考えてよいか。

##### 事務局

元々この会議のきっかけは高校における部活動の出来事であったが、部活動については中学校・高校両方がしているので、一緒に考えている。ただ、提供している資料は、かなり高校の資料が多かったため、中学校との違いがあるようであれば、その辺りは使い分ける必要があるかもしれない。

##### 座長

部活動というものは教育活動の一環であると言いつつも、その実態は大会で勝っていくということが大きな目標になっている。教育活動の一環だという目的と何としても勝っていくということが、矛盾のような形になっている。教育活動の一環としての取組の方に軸足を置いていかなければならないと思う。具体的な方策として、市教委の中学校部活動方針というものが昨年作成され、学校単位でも作成されたけれども、ここでの提案ではクラブ単位で作成してほしいとなっている。

##### 事務局

後ほど説明しようと考えていたが、論点5について、先に説明させていただきたい。

※論点5について、事務局から説明。

##### 座長

今までは方針だけを求めていたけれど、評価もしていくということか。

##### 委員

校長が点検評価をするのはいいが、教育委員会はどうなるのか。報告を受けるだけか、それとも報告も受けないのか。

##### 事務局

教育委員会は各学校長が定めたものについては、報告を受けている。ただ、点検評価で

きておらず、「体罰」について入っている学校と入っていない学校があるなど、バラつきがあった。その辺りは、教育委員会も点検評価を行って、フィードバックする必要があると考えている。

#### **委員**

部活動方針は、学校経営方針の一部という位置づけでいいか。それとも、特別の計画として出しているのか。

#### **事務局**

年度当初に色々と校長が話をする。教師も顧問も異動で変わっていくので、今年度はこの目標でいくということを伝える。

#### **委員**

部活動方針が学校経営方針の一部であるというニュアンスがあれば、校長にも責任があるし、当然評価をしていくことになる。

#### **事務局**

学校評価については、部活動関係のことが入っている。

#### **委員**

点検項目の内容によって変わってくる。

#### **座長**

これまでは、部活動顧問に任せている部分が多く、結果的に校長が関与する部分が薄くなっている。関わりを持つためには、校長の考えを出して、顧問がそれに対して運営をどうしていくか。経営方針の位置づけは非常に大事である。

#### **委員**

その前提として、教育委員会の方針に位置づくことも重要である。

#### **委員**

市立尼崎高校の体育科の専門科目にある「指導者として社会に貢献できる人材の育成」という提案はよいが、その中に指導者の倫理を是非入れてもらいたい。理由は2つあり、将来指導者になった時に、しっかりと倫理配慮のできる指導者になること。もう一つは、今現在プレイヤーとして、顧問とのあるべき関係性のための倫理配慮が行き届いた関係性について自分自身が知るということ。もし、授業を設定するのであれば、本来の部員と顧問との関係はどうあるべきかということカリキュラムの中に加えてもらいたい。指導者だけが理解していて、子供たちが理解していないことになると、部の中で意見が分かれるなど様々なことが起こる。ある程度基準というか、守らないといけないものを部員自身も知るということを是非進めていただきたい。

#### **座長**

閉鎖的な顧問との関係のところもある。

#### **委員**

倫理配慮についても学んでおくことが大事だと思う。

## 委員

市尼のように体育科を設置している学校は、普通校と練習時間や内容をすべて統一した方がいいのかというところも、少し考えた方がよいと思う。せっかく体育科があるので、倫理配慮のような講義に加え、部活動においても、活動の中で学べることが普通校以上に多くある学校であると思うので、全て統一というよりも体育科の特徴をもう少し出しでもいいと考える。時代の流れで、昨今起きているハラスメントなどの問題を取り上げて、学生と教員が議論をする場をもったが、学生にとっても良かったようだ。そのような社会的な問題を取り上げて議論する場というものは、高校生であっても中学生であっても意義のあるものと思う。国の方から試合数の上限を各自治体で決めるような課題が挙がっていた。尼崎市では「年間試合数の上限」というのは検討しているか。

## 事務局

大会については、県から中体連にだいぶん指示があった。中体連の大会としては、新人戦と総体しかない。しかし、協会サイドの動きがたくさんあり、中学校に伝えるだけでなく、協会にも伝えてほしいと言っている。中学校だけでいうと、大会を新人戦と総体をどうするかということになる。総体は近畿大会までしかなかったが、今は全国大会までである。中学校の大会については、縮小は難しいだろうという状況は事実であるが、協会サイドが色々な大会をしているので、そことの連携をしていかななくてはならない。中学校では、自校が出る大会を制限しているだけである。

## 委員

試合には主催するところが2種類あるのか。

## 事務局

中学校も高校の教師もであるが、二足の草鞋を履いている。協会の中の小学部であったり、中学部、高校部、一般であったりする。

## 委員

試合数が多ければ、試合に向けて、休日や練習時間に関わってくる。

## 事務局

今、中学校部活動方針で定めているのは、休日に大会に出たときには、平日に休みを振り替えるということである。今年度4月から申し合わせで動き出している。

## 委員

教員の働き方改革の観点で、試合数が多い競技があるのではないかという議論があるが、決断に時間を要するのは競技によっては試合数に差があるというところがある。例えば、その上限が近畿大会までとなっていて、全国大会に出られるのにそこでストップしてしまったら、無念であるし、上限を学校単位で決めるのか、個人で決めるのかによって、チームであれば選抜された人が出場となるので、あまりに上限が厳しくなると、一回も試合に出ることができない生徒がいることになるのではないか。それは本来の自

主的な活動と言えるのかという議論もある。

#### **教育長**

教育委員会事務局として、試合数の制限について具体的に議論している状況にはない。中体連の中での申し合わせとして、議論されているが、限界もある。教育委員会も考えなくてはならない。

#### **委員**

練習試合を入れるか入れないかについても、議論になっている。練習試合が一部非常に多いクラブや中学校が偏っているので、精査した方がいいと思う。

#### **委員**

今の件は、全国的な動きなのか。

#### **委員**

国から課題として出ているが、具体的な数値は、各自治体ということになっている。自治体間で様子を見ている状況である。大阪市でも上限を下げる議論もあったが、現在も協議中である。ただ、検討はしていかななくてはならないところである。

#### **委員**

種目によって違うのか。

#### **委員**

種目によって違う。陸上やバスケットボールは多かったと思う。例えば、水泳などは、シーズン種目なので、限られてくる。

## **(2) 指導体制 (NO.14~17) 及び (3) 指導方法 (NO.18~19)**

※主な質疑要旨

#### **委員**

文科省の優秀教員表彰があったと思うが、部活動顧問の表彰はあったか。

#### **事務局**

高校では、優秀な成績をあげた場合に、競技団体から推薦をいただき、表彰を受けたことはある。

#### **委員**

外部指導の方々が、部活動に関わるが多くなったときに、公認資格の取得をどのように求めていくか。やはり、指導していく上で知っておいてもらいたいことは、知っておいてもらいたい。教員に対しては難しいことではないが、外部の人に求めていくのは、難しいのではないか。このあたりをどのように考えているか。

また、グッドコーチ賞について、大学でベストクラス賞という表彰の選定をしているが、その考え方としては、優れた教員に対して贈るのではなく、優れたクラスに対して贈ることとしている。そういう発想をもっている。つまり、顧問ではなくて、顧問と部員全

体、あるいは運営しているマネージャーや保護者、その部全体に関わっている人たちに対して、何らかの表彰をしているという考え方である。指導者が優れているから、クラブが優れているのではなくて、指導者とそこに所属している人たちとの関係性が優れているから、優れているという発想になっている。そういう考えをもって、ベストクラスという選定をしている。参考にしていただけたらと思う。

#### **座長**

今の外部指導員の適格性はどういうところに求めているか。

#### **事務局**

部活動指導員は、学校職員として認めるということを今年度から文科省が始めた。その資格の中には、過去に指導経験があるとか、教員の資格を持っている人を対象にしている。学校で一般の仕事を持ちながら、技術指導される外部コーチについては、そのような資格を求めている。教員が技術指導できないから、補助するような形である。コーチングに対する理論というよりも実践という感じである。

#### **委員**

指導資格がある種目というのはいくつあるのか。スキーインストラクターなどもただスキーが上手いだけでは駄目である。

#### **委員**

2019年10月現在約66競技団体で日本スポーツ協会公認の資格がある。資格取得には、時間も費用もかかるので、なかなか学校の教員で取っている方は、少ないのではないかと。民間クラブのコーチは、よく取られているのではないかと。資格を取れる場所は、年によって開催場所は異なるが国内各地で開催している。外部指導員に資格を求めると人が集まらないことが懸念される。これから外部指導員の増員が見込まれるが、大阪市では年齢を引き下げて18歳以上から登録ができるよう条件を変更した。ただし、大学教職員2名以上の推薦書を必ずつけることで可能にしている。

#### **座長**

意見を踏まえて検討し、できるだけ進めてもらいたい。資格を取得するとか講習を受けるには、日数や費用の問題がある。資格を取りやすい環境や制度が必要だと考える。

### **(4) 部活動運営 (NO. 20~22)**

※主な質疑要旨

#### **座長**

費用の問題というのは、教育委員会だけで頑張るって実現できるのかどうか。本来、体罰根絶の部分については、市長も市をあげて根絶するというので、この点についての一定の予算負担は必要である。部活動においては、顧問の教員に負担がいつてしまったり、保護者にいつてしまったりする。保護者に負担がいつてしまう結果、やはり保護者の声

を大事にしていかななくてはならない。やはり出すべきものは、市としてきちんと出さないといけない。どこまで市が負担すべきかについては、当然明確にしていかななくてはならないと思う。

#### **委員**

スポーツはある程度費用がかかると思う。用具やユニホームなどは、保護者が必ず負担しないといけないと思うが、オープンスクールや入学式などで学校長から部活動方針や費用について、明確に話すべきだと考える。それも踏まえて入部についても家庭で話し合っ、決めるのがいいと思う。

#### **座長**

顧問については、ある程度手当ではあるのか。

#### **事務局**

特殊勤務手当がでている。

#### **事務局**

休日 4 時間以上で、3,600 円である。

#### **委員**

旅費は出るのか。

#### **事務局**

公式試合については、旅費が出る。

#### **委員**

甲子園に常に出ていた学校が、後援会がもたないということで、それ以来出場しなくなった事例があった。確かにスポーツによっては経費が非常にかかるが、こういう問題点があるということを論点整理票に入れておくこと自体は貴重なことなので、難しいことは難しいと認識しておくことは大事であるし、それについて異存はない。

### **(5) 学校全体の共通課題 (NO. 25~27)**

※主な質疑要旨

#### **座長**

教員アンケートでも業務負担が非常に大きいことが、教育活動に影響していることが挙げられている。働き方改革というが、どういう方策で仕事量を減らすことができるのかということが出ていないのが現実である。具体的に今考えていることはあるか。

#### **教育長**

根本的な解決にはならないかもしれないが、今検討しているのは、留守番電話対応である。学校の現状では、「子供が帰ってこない。」と夜に電話がかかってくることもある。電話を受けて、探しに行っているうちに「帰ってきました。」というような対応を学校がしている。そういうことは、半ばサービスのよう形で行っている。夜の対応は、緊急

時以外お断りしようという形で検討している。具体的には電話に出ず、留守番電話にするというできないかということ現場の校長先生と教育委員会で検討している。総論は賛成であるが、緊急時はどうするかというあたりの協議が整い、留守番電話の機能がついていない一部の学校の更新ができれば実施ができるという状況になっている。また、小学校においては、行事が多すぎるということで、精選することを議論している。中学校の大きな問題として、生徒指導案件が多いというところがある。福祉に係る問題もかなり多くある。その辺りは、来年度SSWを増員して、生徒指導の問題でもあり福祉の問題でもあるものについては、福祉の専門的知識を持った人が個別の対応に入っていく。実は、これまでもSSWはいたが、どちらかと言えば、俯瞰的に見て学校にアドバイスするような位置づけであった。これでは、学校の負担が減らないということで、個別の事案において、各家庭に支援をするスタッフとして、SSWを位置づけ、数も増やした。

#### **委員**

今は、土日や年末年始、お盆はどうなっているのか。

#### **教育長**

学校によってだと思うが、多くの学校では土日は任意で来ているので、現場の教員の判断となる。

#### **事務局**

学校によって違うが、学校に来ている教員が対応した場合、何かあれば行かざるを得ないということが現実にはある。学校が開いていても不在であれば、電話を取れないこともある。ケースバイケースである。

#### **委員**

留守番電話に関しては、大賛成である。現場の教員から大変好評であると聞いている。大阪市であると、夜6時ごろに電話をしても、留守番メッセージが流れる。それを保護者も認識している。子供が帰らないとか、事件に巻き込まれたというのは、警察や救急の対応となる。割り切って対応される方がよいと思う。できるのであれば、留守番電話は全校に置いた方がよい。勤務時間の短縮に大いに貢献できるのではないかなと思う。また、登下校をお知らせするシステムで、正門を通ったら、保護者にメールが届くというものがある。そのような民間企業を頼って、保護者に任意で入ってもらうのも一つだと思う。親としては、子供は携帯をもって行けないので、非常に安心になる。

#### **委員**

大阪市は、留守番電話か断り電話か。

#### **委員**

断り電話の方だったと思います。

#### **委員**

兵庫県の心の教育総合センター所長を務めているが、悩み相談事業として電話相談を

24 時間行っている。夜間もやっているの、留守番電話のメッセージに入れられるようであれば、緊急の場合には、ひょうごっ子悩み相談心の教育総合センターに電話するよう案内してもらえば県で対応できる。緊急対応の必要があれば、県から市の方へ連絡するシステムをとってもらおうとよいので、各学校に伝えてもらいたい。

## (6) その他論点全体を通じて

※事務局から論点整理票の追記部分について、説明した。

## 2 議論のとりまとめ方について

※主な質疑要旨

### 委員

このまとめはいつからどのように公開されるか。

### 事務局

本有識者会議は3月に第7回を実施する予定である。そこで最終確認の場をとりたいて考えている。そこで収束ということになる。また、今後の予定として、総合教育会議と体罰根絶に向けた有識者会議の合同開催を考えている。これについては、日程が特定されており、2月25日となっている。ここで案を示して、合同開催の意見を踏まえて、第7回の有識者会議で改めて取りまとめていくという流れでいきたいと考えている。

### 座長

内容について、集まって議論することは難しいので、委員の皆様には原案を送らせていただいて、修正や加筆をしていただきたい。総合教育会議がどのように進められるかわからないが、経過報告になるかと思う。

### 事務局

今考えているのは、総合教育会議では、1枚のポンチ絵にまとめた全体像を説明し、意見を交わす形になると思われる。詳細についてはこれから検討する。

### 委員

フレーム案について、一般的には部活動の位置づけ、指導体制が最初であり、その後にガバナンスが出てくるのではないかと。肝の部分のトップに持ってくるのはどうか。今、こういう状況があって、こういう課題があるから、どういうガバナンスが必要かという展開の方がよいのではないかと。

### 事務局

違うテーマでもかなり重複する部分がある。その辺りも整理していきたい。

### 座長

もともと予算に間に合わせるために、仕上げるのは12月の予定であったが、現実問題

として3月となった。よく検討した上で実施することだと思うので、すぐ4月から何かできるかということは難しいと思うが、いいことはできるだけ早く手を打った方がよい。

#### **委員**

恐らくまとめると分厚い冊子になると思うが、暗記するのは厳しい。概要版というかポケットサイズのものも別途考えてほしい。教員がノートに貼ったり、持ち歩いたりできるよう、考えてみてもいいかと思う。

#### **座長**

これまで色々な論点について、議論をしてきた。これで議論が尽くせたかということについては、まだまだというところがあるかもしれない。委員から言い足りなかったところなど少し全体を見た中で、皆様からご意見を頂きたい。

#### **委員**

体罰根絶に向けた議論であるが、今教育委員会と学校がすごく頑張っていると思う。また、学校だけが頑張るものでもないと思う。やはり生徒の保護者であったり、地域社会の意識改革であったりが大切になってくるので、しっかり世に発信してほしい。この議論の内容もそうであるが、まとめた後も学校が改革で良くなっていったというような発信などもどんどんしてもらいたい。学校に加え、保護者や地域にも目を向けて、協力体制を築いてほしい。

#### **委員**

今回の課題は一つの見えている部分であって、それ以外にたくさんの課題が学校や教育の中にはあると思う。それらのことを考えるにあたり、今回の議論を広げたり、繋げたりしてもらいたい。学校は今までのように教育機関として、学校の中だけでまとまていくという時代はどうやら終わったようで、いじめのことで法律で決められて義務としてやらなくてはならないという方向になっている。そのような中でも、学校として必要な部分があるはずで、社会の流れとは違う、流されないような教育を考えていくのが学校だと思う。大変であるが、踏ん張って、学校の中で人を育てることを今後も続けてもらいたい。

#### **委員**

新しい動きを外部委員に定期的に見てもらい、検証してもらおう。本当にできているかどうかチェックすることを取り入れるべきだと考える。もう一つは、人事評価である。今回は「やっらいけない」が多い。部活動のグッドプラクティスなどが出ているが、人を表彰するだけでなく、組織の一員であるから人事評価の特記事項に記載するなど公に認められるようなところを入れてほしい。

#### **委員**

体罰という問題に対して、尼崎市教育委員会が非常に真摯な態度で取り組んでいることに敬意を表したい。我々にできることは、問題を整理するとき少しばかりの意見を

補足するぐらいのことだが、この意見書をスタートにして、体罰根絶だけではなく、尼崎市の教育全体の向上のために、引き続きご努力いただきたい。

## 座長

体罰根絶に向けて色々議論してきたが、これをもって根絶が図られるようなものが出来上がったわけではないと思う。今回は、専ら教育委員会と有識者の議論の場であったので、教員が体罰に対してどのような思いを持っているのか、掴み兼ねている。かろうじて分かるのは、市立尼崎高校とは意見交換したことにより、経緯を詳しく聞かせていただけたことと、アンケートで教員の気持ちが少し感じとれたことである。ただ、実情から言うと、教員は頭で体罰を否定しているが、日常の教育活動で「やむを得ないこともあるのではないか。」というところがあるのではないかと。熱心な教員が子供たちを指導していく結果として行き過ぎてしまったということであるとか、事情を聞くと「やむを得ないかな。」と校長が「この教員をつぶしてはいけない。」ということからカバーリングをして、学校の中で収めてしまうことがあるのではないかと。そう考えると、学校でもう一度体罰はどういうものなのかということを議論してもらわなくてはならないのではないかと。例えば、体罰に至る要因とか、条件整備が必要ではないかなど色々な意見が出てくると思う。真剣に議論してもらって、やはり体罰は否定しなければならないという結論を学校で導き出してほしい。そういうベースがないと、そう簡単に事は運ばない。この議論の中で考えたことは、子供の人権と体罰の関係である。ある人は子供の人権について、生きる力の源であると表現している。生きる力の源とは何かというと、一つは「安心や安全」である。安心であれば子供は頑張ることができる。安心や安全というものは、子供が作るができない。周りがつくってあげなくてはならない。体罰を行うということは、安心をつくるどころか、逆の行為である。子供を不安に陥れることになる。そういう意味で生きる力の源を少し攻撃していることになる。もう一つは「自信」である。子供たちに世の中へ出て頑張ってもらうためには、自信をつけなければならない。自信というのは、自己肯定感である。自己肯定感がないと、自信はもてない。ところが、体罰をするということは、「駄目な人間だ。」ということに繋がりがねないことになる。体罰というのは、自信を揺るがしてしまうことになる。あともう一つは、「自由」である。子供たちは自分でものを考えて判断して、いくつかの選択肢の中から行動を起こしていくというものが自由として無ければ、子供は伸びない。ところが、体罰は「こうせよ。」と押し付けてしまう。そう考えると、やはり生きる力の源を体罰という行為により、教員が攻撃で服従させていることになる。生きる力を育むというものをよく見るが、体罰は全く逆の行為だろうと思う。これは一つの考えであって、押し付けることはできないが、そこまで学校の中で議論をしてほしい。そのことによって、「体罰はいけない。」ということになってほしい。今回、この議論を通じて、色々勉強させてもらった。尼崎で体罰根絶といっている限りは、もう一人も体罰による犠牲者を出してはならない。

### 3 令和2年度向け体罰根絶関係施策等について

#### (1) 体罰防止研修

#### (2) 匿名通報アプリ「STOPit」の市立高等学校への導入

#### (3) 子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業

※主な質疑要旨

##### 委員

アンケートについては、学校に所属している人が対象か。学校に所属していない15歳から18歳の方が危ないような気がする。危機的な状況にある人もあるように思うが、その辺りはどうなっているか。

##### 事務局

子供の人権侵害に関して、その状況を把握して、救済することを目的にしているのだから、本来であれば学校に所属していない子供、例えば、私立学校の子供をどうするのかということが課題であることは認識している。そういった私立や学校に行っていない子供について、どのようなアプローチができるのか、今後検討していきたいと考えている。

##### 委員

これは教育委員会の事業か。

##### 事務局

市長部局である。

##### 委員

そうであれば、そこまで考えなくてはならない話である。

##### 座長

「人権侵害に関して」ということであるが、やはり体罰からこの考え方がでてきていると思う。人権全般を捉えてということになると思う。

### 4 その他

#### (1) 報告及び資料提供

##### ア 尼崎市教育委員会教員にかかる懲戒処分標準例について(報告)

##### イ 令和元年度 人権教育市民啓発資料「子どもの人権」について

##### 座長

予定していた回数よりも一回多くなった。今後、議論のまとめに入っていく。まとめの文案について、事務局から送らせていただくので、加筆・修正していただきたい。

以上